

旧学制下における早稲田高等学院の設立過程に関する一考察

——創設時の教育理念、教育内容に着目して——

山 本 剛

はじめに

本論文の目的は、一九一八（大正七）年の大学令制定により新設諸大学の多くに設置された大学予科について、その制度的設立過程を明らかにするとともに、早稲田大学の大学予科における創設時の教育理念と学科課程を考察することにある。

筆者は、全体的な研究として、近代日本における大学予備教育は、高等学校と大学予科の二つの系統が存在していた点はその歴史的特徴であったとの視点から、高等学校と大学予科を対比的に捉えて、それぞれの教育内容と制度的性格を究明する研究を構想している。特に、大学に附設された大学予科は、高等学校の教育内容面とどのような違いがあり、さらに大学予科はどのような機能や役割を果たしてきたのかを明らかにしたいと考える。

このような構想の下に、筆者はこれまで高等学校と私立大学予科の教育内容の分析を行ってきたが、本論文は私立大学の中で、慶応義塾大学とともに最初に大学に「昇格」した早稲田大学の大学予科における創設時の教育理念と学科課程について考察するものである。

考察に入る前提として、政策上の大学予科設置の理由を確認しておきたい。大学予科は、大学令第十二条の規定で「大学ニハ特別ノ必要アル場合」に予科を置くことを得と定められたように、例外的形態として大学に附設された機関であり、大学「昇格」をした私立大学ばかりでなく、北海道帝国大学や東京商科大学などの官立大学、あるいは大阪商科大学などの公立大学にも設置された。それは、高等学校卒業者の入学が期待できない大学のための学生確保を目的とした措置であった。⁽¹⁾

しかし、一方で大学令制定によって、専門学校令下の予備教育課程にも、制度的整備の端緒がひらかれた。特に私立大学の予備教育課程が法令上の規定に準拠することにより高等学校高等科と同水準に高められたことは画期的な改革であったと言える。

本論文で考察対象とする早稲田大学は、一九〇二（明治三五）年の九月に大学部を開設し、その前年の四月より高等予科を開校した。高等予科は修業年限を一年半として（一九一七年より二年に延長）、「簡略にして要を得たる組織」で「緊要科目」のみを授けることを目的とする予備教育課程であった。その高等予科が高等学校高等科と同水準の大学予科に改編される。なお、高等予科の実態については稿を改めて考察する。

大学令に基づく早稲田大学の大学予科は、早稲田高等学院（以下、高等学院）と称して、大学設立と同時に一九二〇（大正九）年に修業年限三年制として創設された。翌年には二年制の高等学院が併置され、三年制高等学院は第一部、二年制高等学院は第二部と呼んで区別した。さらに翌年の一九二二（大正一一）年四月より第一部を第一早稲田高等

学院、第二部を第二早稲田高等学院と改称した。本論文は、この高等学院の創設時を主な考察対象としている。

ところで、旧学制下の早稲田大学の制度実態面における大きな特徴の一つとして高等学院の生徒数の比重の大きさを指摘することができる。高等学院在籍者は昭和期にはいると、年度によっては大学全体の在籍者数のうちで最も人数が多かった。たとえば、一九三七年度の高等学院在籍者は一、三五九人（第一・第二）であり、学部学生の一、三〇三人を超えていた。在籍者数が多いとされる専門部の学生数と比較しても高等学院の人的比重は相対的に大きかった。⁽³⁾

こうした状況を踏まえると、旧学制下の早稲田大学は大学教育機関だけでなく、大学予備教育機関としての一面もあつたことが指摘できよう。

次に、本研究課題に関連した先行研究を示すと、大学予備教育機関の制度やその実態に関しては、予科の制度モデルとしての高等学校を対象とした研究に多くの蓄積がある。⁽⁴⁾一方で大学予科については、個別大学沿革史で自校の歴史として描かれているが、寺崎昌男が指摘するように研究の蓄積が十分とは言えない。⁽⁵⁾大学予科の研究としては、二見剛史の研究がある。二見は、個別大学予科の学科課程を類型化するとともに、類型に基づいて生徒数や教員数等を考察した。また、村松玄太、藤原政行、江津和也、筆者は私立大学の大学予科に着目し、個別大学の事例を考察している。⁽⁶⁾特に江津の研究は、早稲田大学と慶応義塾大学を考察対象として、両校の学科課程を考察しており、本論文に大きな示唆を与えるが、高等学院創設時の学科課程の考察はなされていない。さらに早稲田大学に関しては、『早稲田大学百年史』（第三巻）に詳しいが、第一次資料による検証がなされておらず、創設時の高等学院について不明な点も多い。

本論文は、上述の先行研究を踏まえながら、これまでの筆者の研究⁽⁷⁾、すなわち、早稲田大学の学部教育と大学予科

教育との関係を考察した論考に続いて、高等学院創設時の教育理念と学科課程について事実的に検証するものである。本研究の課題は、第一に、一九一九（大正八）年の早稲田大学の大学設立に関する認可申請書における高等学院の組織編制と学科課程を明らかにすることにある。第二に、高等学院をめぐる関係者の諸意見を考察することにより、同大学は高等学院の教育をどのように捉えていたのかを明らかにする。さらに、慶応義塾大学予科の学科課程と比較検討を行い、高等学院の学科課程の特徴を示したい。最後に、早稲田大学が三年制と二年制の高等学院を設置した背景や理由を探り、教育史上、不明な点が多いとされてきた個別大学予科設置をめぐる事実過程を明らかにする。

このような研究の蓄積により、個別大学予科発足時の教育内容面が明らかになるとともに、早稲田大学における高等学院創設時の学科課程の特色を明確にできるものと考える。

一 大学予科の制度的設立過程

（一）大学予科の設置

はじめに大学予科の制度的設立過程について、先行研究に依拠しつつ概観しておきたい。臨時教育会議の答申を骨子とする一九一八（大正七）年の大学令制定によつて私立高等教育機関は大学に「昇格」する。だが、大学令及びその施行規則である大学規程に示された大学設立に必要な要件が、私学関係者に「私立大学撲滅策」だと批判されるほどに厳しいものであったことは広く知られている。⁸⁾

早稲田大学においても大学令の適用を受けることは、大きな財政的負担を強いるものであった。一九一九年（大正八）年一月発行の『早稲田学報』に掲載された「校友諸君に望む」と題された大学令実施準備委員主査田中穂積の

次のような意見からはそのことが窺える。⁽⁹⁾

吾が早稲田大学の如きは、実に九十万円を国庫に供託せざるべからず。且又高等学校令に於ても種々なる条件に準ずるを要し、
ために建築費、機械器具費等に約六十万円を投せざるを得ず。即ち新大学令に依る資格を具備せんが為めには、実に百五十万
円を必要とす。其の他大学予備門の教師の半数は専任なることを要する等種々なる条件ありて、是等の条件を充さんことは
中々容易の業にあらず。

これは大学設立の要件のうちの供託金が同校では百五十万円であったことを伝えると同時に、大学令に基づく大学
予科の設置が容易ではなかったことも示している。

早稲田大学が、専門学校令下で設置していた高等予科の改編を行ったことはすでにふれた。大学設立準備に際して、
基本金の募集や学校組織の改革などの一連の動向は、同大学沿革史でも描かれている。しかし、ここで注目すべき点
は、私立大学のなかで慶応義塾と同様に、資金調達が順調にすすめられたと伝えられる同大学においても、大学予科
の設置は難事業であったことである。

大学令は全二十一条の条文のうちで、その第十二条から第十六条までを大学予科に関して定めた。臨時教育会議で
特に強く要求されたものが予備教育機関の整備であった。⁽¹⁰⁾ここで同会議における「大学教育及専門教育ニ関スル件」
(諮問第三号)の答申項目(全二項目)を確認する。大学予科については、四項目からなっている。⁽¹¹⁾

六、大学ハ特別ノ理由アル場合ニ於テハ予科ヲ置クヲ得ルコト

七、大学予科ハ高等学校ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ授クルコト

八、大学予科ハ中学校第四学年修了ヲ以テ入学資格トスル場合ニ於テハ其ノ修業年限ハ三年トシ中学校卒業ヲ以テ入学資格ト
スル場合ニ於テハ其ノ修業年限ハ二年トスルコト

九、大学予科ノ定員ハ当該大学ニ該予科卒業者ヲ收容スルヲ以テ限度トスルコト

答申内容を見ると、第六項は大学令第十二条の規定として定められる。なお、大学令の条文では「特別ノ必要アル場合」と字句が変更された。この規定が高等学校卒業者の收容を期待できない大学のための学生確保を目的とした措置であったことはすでにふれた。

続いて、答申内容を見ると、第七項で大学予科が高等学校と同水準となり、その教育目的が高等普通教育を行う機関とされたことは注目すべき点である。すなわち、大学令に基づく大学予科は高等学校高等科と制度上は同等となる。さらに、第九項では、大学予科の生徒定数を厳格に定めた。

これらの規定は、最高学府としての大学の質と水準の維持のために、大学入学者の質の確保がきわめて重大な課題であったことを示している。¹²⁾ 大学予科は、大学令第十四条の規定で、その設備、編制、教員および教科書に至るまですべてが、詳細な設置基準関係法規である高等学校令および高等学校規程等に準拠すると定められるのである。なお、答申内容第八項の修業年限の規定については後に考察する。

では、かかる規定のもとで、大学予科設置をめぐって早稲田大学はどのような様相を呈していたのか、その一端を伝える関係者の諸発言に注目する。

(二) 法令上の規定による大学予科

前述のように田中穂積は、大学令の適用を受けるために「大学予備門の教師の半数」を「専任」教員とする条件を満たすことは「中々容易の業にあらざ」と語っている。¹³⁾ また、学長平沼淑郎は、高等学校令に準拠する「学級編成の改正」や「校舎の新築改築」、「教員の備聘等」で必要となる「経営の額」は、「難関の一つ」であると、大学予科設

置をめぐる財政的負担を述べている。⁽¹⁴⁾特に、平沼は大学予科の「非常に制限された」各学級の「人員」のために校舎を新築することを決定したと伝えている。⁽¹⁵⁾

平沼が指摘する各学級定員の規定は、私学にとって専門学校令下の予備教育課程を改編するさいの大きな障壁となった。大学予科の生徒定数は、その年の大学入学者定員を超過しないように制限されており、さらに高等学校令の第十四条には「一学級ノ生徒定数ハ四十人以内トス」と定められた。次のような早稲田大学と慶応義塾大学の関係者の発言からは、この生徒定数に対する私立大学の考えを端的にあらわしている。

早稲田大学では高等学院の初代院長中島半次郎が、生徒定数の規定を次のように批判している。すなわち、「一学級を生徒定員四十人と規定」することは、余りにも画一的であり、大学予科では「中学とも違ひ、管理し易い」し、さらに「予習復習の指導も為し易いから、一学級少なくとも五十人まで位は許して宜しからう」と述べている。⁽¹⁶⁾なお、専門学校令下の高等予科の一学級の人数を資料上明確に示すことはできないが、一九一七年頃の高等予科では、「外国語を教授するとき」は「一組百人」であると一資料が伝えている。⁽¹⁷⁾

さらに慶応義塾でも、同塾幹事石田新太郎は「小学教育」では「一教室四十人を収容する」のは「実験上最も効果ある事」であるが、「杓子定規」に、これを大学予科に「適用せんとするは極めて窮屈」であり、「恐らく当局者と雖も、信憑すべき教育学上の根拠を有せざらん」として、大学予科の生徒定数の規定は「没常識の愚論」であると激しく批判した。くわえて、生徒定数は「当該大学の方針に一任」すべきであると主張した。⁽¹⁸⁾また一方で、大学設立の要件に対して、明治大学や中央大学は陳情書を文部省に提出し、⁽¹⁹⁾さらに私学出身の弁護士を多くかかえた日本弁護士協会も内閣総理大臣および文部大臣に建議を提出していた。⁽²⁰⁾これらはいずれも大学予科の生徒定数の規定に反対する項目を含んでいた。

こうしたなかで、個別大学は予備教育機関を整備して、学科課程の編成や専任教員を置くなどの一連の改革に力を注いだ。

二、早稲田高等学院の創設

(一) 認可申請書にみる高等学院

早稲田大学は、一九二〇（大正九）年二月五日に大学として設立認可される⁽²¹⁾。同大学は前年の一九一九（大正八）年九月一〇日付で大学設立に関する認可申請書を文部省に提出した⁽²²⁾。なお、大学規程は第一条で公・私立大学の設立認可を受ける際には、大学名称、学部の種類、大学院及大学予科の設否、学則、位置・校地、各学部及大学予科の在学者定数、専任教員数などを明示して文部大臣に申請する必要があると定めていた。同大学の設立認可申請書中の大学予科に関する主な規定は、次の通りであった。

一、名称 早稲田大学

二、学部ノ種類 政治経済学、法学、文学、商学及理工学

(中略) 引用者)

三、大学院及大学予科ノ設否 大学院及大学予科ヲ設ケ大学予科ハ早稲田高等学院ト称ス

四、学則 別紙ノ通

五、位置及校地

(一) 各学部

(中略引用者)

(二) 早稲田高等学院

東京市牛込区下戸塚町四十一番地

地質 深六尺迄赤粘土以下砂利交リ黒粘土層

面積 七千八百九拾六坪五合

図面 別紙ノ通

飲料水ノ定性分析表

飲料水ハ東京市水道ヨリ使用ノ筈ニ付之ヲ省ク

六、校舎ノ図面及建設ノ設計

図面及説明書 別紙ノ通

但別紙図面及説明書中高等学院本館第一号校舎生徒控所及附属建物八目下新築中ニ付来大正九年四月同学院開設迄ニ其他ハ

漸次新築シ同十年四月迄ニ竣成ノ予定ナリ

七、各学部及早稲田高等学院在学者定数

(一) 各学部 貳千参百名

内訳

学部	政治経済学部	法学部	文学部	商学部	理工学部	計
在学者定数	三二〇	一八〇	三〇〇	九〇〇	六〇〇	二,三〇〇

(二) 早稲田高等学院 壹千八百名

内訳

文科	理科	計
一、三三〇	四八〇	一、八〇〇

但一学級四十人トシ四五学級ニ編成スルモノトス

八、各学部専任教員数 八十一名

(中略 〓 引用者)

九、各学部及早稲田高等学院開設日

早稲田高等学院、大学各学部 大正九年四月一日

十、経費及維持ノ方法

(中略 〓 引用者)

十一、早稲田高等学院ニ於ル合級教授及其学科目

地理、自然科学、物理及化学講義

各二学級

歴史、哲学概説、心理及論理、法制及経済、体操

各三学級

修身

各五学級

この大学設立認可申請書中に記された内容を確認すると、第三項で、早稲田大学の大学予科を早稲田高等学院と称することが明記されている。さらに、第六項で、校舎を新築するとしている。これは同申請書に添えられた別紙ノ四「早稲田高等学院校舎説明書」でも説明されており、高等学校規程の定める「校地・校舎・体操場および校具」の要件に準拠したものと考えられる。さらに第七項において、高等学院が一学級四十人の生徒定数の規定に従っていることも確認できる。なお、高等学院の専任教員数は記されていない。ところで注目すべき点は第一一項に明記されているように、高等学院の一部の学科目では「合級教授」を行うとしている。これは教室事情によるものなのか、当時の

事情は明らかではないが、創設時の高等学院が右記の学科目で「合級教授」を行うことが確認できる。なお、高等学校規程では「国語及漢文、外国語、数学」を教授する場合を除いて、文部大臣の認可を受け、「学級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時」に教授する「合級教授」が認められた。

次に、同申請書に添えられた「早稲田大学附属早稲田高等学院学則」中の「総則」を検討する。⁽²³⁾

第一章 総則

第一条 本学院ハ高等普通教育ヲ授クルヲ以テ目的トス

第二条 本学院ニ文科及理科ヲ置ク

第三条 文科ヲ終リタル者ハ早稲田大学政治経済学部、法学部、文学部及商学部ニ理科ヲ終リタル者ハ同大学理工学部ニ入学スルノ資格ヲ有ス

第二章 学科課程

第一条 各科ノ修業年限ハ之ヲ三学年トス

第二条 各科ノ学科課程ハ大正八年文部省令第第八号高等学校高等科学科課程ニ拠ル

(以下略ニ引用者)

このように、高等学院の教育目的は「高等普通教育ヲ授クル」と定めた。さらに、同学院は進学する学部によって文科の課程と理科の課程に分かれ、修業年限を三年制と定めた。学科課程については後述するが、第二章第二条に「高等学校高等科学科課程ニ拠ル」と明記されていることを確認しておく。

続いて、高等学院の入学資格者に関する規定は次のように定めている。

第四章 入学、在学、退学及懲戒

第一条 入学時期ハ各学年第一学期及第一学年第二学期ノ初トス
 第二条 左ノ各号ノ一二該当シ但体格検査ヲ受ケ之ニ合格シタルモノハ本学院ニ入学スルコトヲ得

一、中学校第四学年ヲ修了シタル者

二、高等学校尋常科ヲ修了シタル者

三、高等学校高等科入学資格試験ニ合格シタル者

四、専門学校入学者検定期規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者

五、高等学校高等科入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者

六、専門学校入学者検定期規程第八条第一号ノ指定ヲ受ケタル者

第三条 入学志願者ノ数各科予定ノ人員ニ超過スル時ハ選抜試験ヲ行ヒ其成績優等ナル者ヨリ順次入学セシム

(以下略ニ引用者)

以上が、大学設立に関する認可申請を提出した一九一九年時点の高等学院の学則と入学資格者に関する規定である。大学設立認可申請後の動向に関しては、すでに先行研究に詳細な分析が行われているので詳説はしないが、早稲田大学は慶応義塾大学とともに臨時教育委員会の審議や「実地審査」を含む文部省の審査の結果、一九二〇年二月五日に大学設立が認可される。

ところで、同大学は大学設立認可後の、翌六日に学則改正の認可申請を行い、同年三月三十一日にそれが認可された。⁽²⁵⁾この時に認可された高等学院の学則内容を確認すると、入学資格者に関する規定に変更点がある。⁽²⁶⁾すなわち、前述の一九一九年九月一〇日付の大学設立認可申請書に添えられた学則では、入学資格規定の第四章第二条の第六項が、「専門学校入学者検定期規程第八条第一号ノ指定ヲ受ケタル者」と定めていたのに対して、一九二〇(大正九)年三月三十一日付で認可された学則では、それが「文部大臣ニ於テ一般ノ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上

ノ学力アリト指定シタル者」と変更されている。さらに、この学則では第七項として「甲種商業学校卒業生ニシテ早稲田大学商学部ニ又工業学校卒業生ニシテ同大学理工学部ニ進入ノ志望ヲ有スル者」が付け加えられている。⁽²⁷⁾

これは、同大学が一九一九年九月一〇日付で大学設立認可申請書を文部省に提出した後、同年の一月四日に大学規程が改正され、甲種商業学校卒業生等に大学予科の入学資格が認められたことを受けて、右記の規定を追加したものと考えられる。

以上、大学設立に関する認可申請書中の高等学院の「総則」と入学資格者に関する規定を検討した。ここで、学則上規定された高等学院と専門学校令下の高等予科を比較する。

高等予科では、その教育目的と入学者の資格を「大学部ニ入ルモノノ階梯トナシ中学校卒業生若クハ之ト同程度ノ学力ヲ有スル者ヲ入学セシム⁽²⁸⁾」と定めているだけであった。

それに対して、高等学院では文科の課程と理科の課程に分けて、その教育目的を「高等普通教育ヲ授クル」と定めた。さらに入学資格者も法令上の規定に準拠しており、高等予科の入学資格者規定と大きな変更がなされたことが把握できる。なお、高等予科は第一部（政治経済学科）、第二部（法学科）、第三部（文学科）、第四部（商科）、第五部（理工科）の五部を置き、大学部に進学する「階梯」として、それぞれの学科目が編成されていた。

次に同申請書中の高等学院の学科課程を検討する。

(二) 高等学校における高等普通教育

高等学院の学科課程の考察に入る前提として、大学予科が準拠する高等学校高等科の学科課程について概観しておきたい。近代日本の教育制度において、中学校と大学の間には、高等学校（高等中学校）が置かれており、その高等

学校の教育をどのように位置づけるのかという問題は学制改革問題の重要な論議の一つであったことは教育史上広く知られている。

臨時教育会議では、高等学校の教育目的を「予備教育」ではなく、「高等普通教育」と定めることで、一応の決着をみたのである。⁽²⁹⁾すなわち、一八九四（明治二七）年の高等学校令以来、高等学校の性格をめぐる論議に対して、法制上に一つの結着を与えたのが、一九一八（大正七）年の高等学校令であった。⁽³⁰⁾高等学校は、教育目的を「男子ノ高等普通教育ヲ完成スル」と定めた。

このように高等学校を「高等普通教育ヲ完成スル」と定めたことは、事実上帝国大学への予備教育機関と化していた当時の高等学校にとつて極めて大きな転換を意味した。しかし、こうした法制上の規定にかかわらず、実際の高等学校は、「大学予備教育」という実質的機能を排除するものにはならなかった。

いずれにせよ高等学校高等科の学科課程は、一九一九（大正八）年の高等学校規程によつて定められ、これまでの大学の学部や学科に応じた学科目の選択はなくなり、高等普通教育の建前から文科の課程と理科の課程に分けた。授業時数や内容には多少の違いはあるが、文科でも数学や自然科学のような学科目を履修させ、理科でも心理や法制及経済のような学科目を履修させることになっていた。

早稲田大学の予備教育課程が、教育目的を「大学部ニ入ルモノノ階梯トナシ」とされていたのを、高等学校令に準拠して「高等普通教育ヲ授クル」としたことはすでに確認した。

（三）高等学院の学科課程

文部省に提出された大学設立に関する認可申請書に添えられた「早稲田大学附属早稲田高等学院学則」中、学科課

程は次の通りであつた。⁽³¹⁾

文科

科目	毎週授業時間数		
	第一学年	第二学年	第三学年
修身	一	一	一
国語及漢文	六	五	五
第一外国語	九	八	八
第二外国語	(四)	(四)	(四)
歴史	三	五	四
地理	二		
哲学概説			三
心理及論理		二	二
法制及経済		二	二
数学	三		
自然、科学	二	三	
体操	三	三	三
計	二九 (三三)	二九 (三三)	二八 (三二)

一 第一外国語ハ英語トス
 第二外国語ハ独逸語、仏蘭西語、露西亜語又ハ支那語トシ之ヲ随意科目トス
 但早稲田大学法学部ノ科目中外国法ニ就テ独法又ハ仏法ノ選択志望者ニハ独逸語又ハ仏蘭西語ヲ第一外国語トシ其他外国語ヲ第二外国語トス
 毎週授業時数左ノ如シ

科目	第一学年	第二学年	第三学年
修身	一	一	一
国語及漢文	四	二	
第一外国語	八	六	六
第二外国語	(四)	(四)	(四)
数学	四	四	四(一)
物理		三	講義 三 実験 二 五
化学		三	講義 三 実験 二 五
植物及動物	二	二	講義 二 実験 二 四
鉱物及地質	二		
心理	二	二	
法制及経済	二		
図画	二	二	(一)

理科

科目	第一学年	第二学年	第三学年
第一外国語	一一	一〇	一〇
第二外国語	(三)	(三)	(三)
計	三一(三四)	三一(三四)	三〇(三三)

体操	三	三	三
計	二八 (三三)	二八 (三三)	二八 (三三)

- 一 第三学年ニ於ケル数学ニ時間及図画ト植物及動物トハ選択科目トシ生徒ヲシテ其一ヲ選ハシム
 第一外国語ハ英語トス
 第二外国語ハ独逸語、仏蘭西語、露西亜語又ハ支那語トシ之ヲ随意科目トス

これによると高等学院の学科課程は、文科・理科ともに科目名称・教科の配列順序・学年配当の毎週授業時数で、高等学校規程に定められたそれと同一である。ただし、外国語選択には若干の配慮がされており、文科の法学部進学者には専攻に合せた外国語を選択するようになっていた。さらに文科・理科ともに第二外国語では高等学校規程では設けられていない露西亜語や支那語を配置するなど、大学進学に配慮した編成であることが窺える。

ここで、一九二〇（大正九）年四月の『早稲田大学学則』³²⁾をみると、高等学院の学科課程編成は同申請書の学則中に明記されたものと同一であることが確認できる。つまり、高等学院創設時の学科課程は外国語選択で若干の違いはあるものの高等学校高等科のそれとほぼ同一のものを定めていた。

以上、大学設立に関する認可申請書における高等学院の学則を検討した。次に、創設時の高等学院をめぐる大学関係者の諸意見を検討する。

(四) 大学関係者の意見

高等学院は一九二〇（大正九）年四月より開設される。田中穂積は、同年二月発行の『早稲田学報』に「新大学の開始」という題目で、高等学院の組織編制や教育理念について意見を述べている。³³⁾なお、この一部はすでに同大学沿革史にも掲載されているが、同紙では大学関係者の高等学院にかんする教育理念を明確に示しているため、本論文で

も検討したい。

同紙によると、田中は高等学院の校舎や教室などの設備は厳格に高等学校令に準拠したこと、さらに生徒の定員を毎学年文科が四四〇人、理科が一六〇人として、三年間を通じて一、八〇〇人にしたと述べた。このことは前述の大学設立に関する認可申請書からも確認できる。続いて、田中は、大学には高等学院の定員より毎年二〇〇名ほど多めに学生を収容できる余地を残したとして、高等学院の生徒に「学部選択の自由」を与えるとともに他の官公私立の高等学校卒業者にも大学の門戸を開放することを述べた。

ところで、ここで注目すべき点として、田中は高等学院の学科課程に関しては、次のような発言をしている。

（高等学院の「引用者」学科々程は大体に於て高等学校令に準拠することは勿論であるが、高等学院は早稲田大学の予備門たるが故に、マ課程に適切なる按排を加へて準備教育の徹底完成を期すると同時に、一面には早稲田大学の教旨に則り、自敬自修、実力を涵養し、徳器を造就し、健康を増進し、剛健快活の氣象を養成して善美なる学風の發揚を計りたいと思ふ

このように田中は、高等学院の教育は早稲田大学の教育理念に基づくものであるとしながら、同学院の学科課程は、高等学校令に準拠しつつも、大学のための「準備教育」に配慮して、適切な編成を行うというのである。

同紙が発行された一九二〇年二月は、大学設立が認可され、さらに早稲田大学が学則改正認可申請書を提出した時である。すでに本論文で確認したように一九一九年九月に文部省に提出した大学設立に関する認可申請書中に添えてあった高等学院の学科課程は、一九二〇年四月の『早稲田大学学則』に明記されたものと同じの編成である。つまり、この田中の発言は、一九一九年九月の大学設立認可申請書中に定めた高等学院の学科課程を、翌年には変更する意向のあることを示唆している点で注目できる。

さらにこのことを証する発言として、同大学の学則が認可された一九二〇年三月から五ヶ月後の八月に発行された

『早稲田学報』には、学長平沼淑郎が「得業証書授与式」の席上で、高等学院の学科課程にふれた記事が掲載されている。それによると、平沼も同学院は大学の「予備教育を施す」ところであり、「学科の配当その他」については、「聊か斟酌を加」えるだけの「権利を保留」していると主張している⁽³⁴⁾。

こうした諸発言からは、早稲田大学は高等学院の学科課程編成を一九二〇年の同校開設時には、すでに変更の意向があることを示している事実として注目できよう。続けて高等学院の学科課程編成についての関係者の諸意見を検討する。

二、創設時の高等学院

(一) 高等学院の学科課程に関する意見

再三述べるように一九二〇(大正九)年四月より高等学院は開設された。同学院は、同年四月十六日に入学式を行い、二十五日に内外の校友名士を招いて開院式を行った。⁽³⁵⁾この時の概要は、同年五月号の『早稲田学報』で伝えている。同紙は初代高等学院長中島半次郎、学長平沼淑郎、総長大隈重信らの報告や式辞の内容を掲載している。このうち、中島は高等学院の学科課程の編成について、次のように述べている。⁽³⁷⁾

早稲田大学の各学部に進んで参ります時の事を顧慮して(高等学院の)引用者)学科の編成や時間割の上などに多少変更の自由を得たいと云ふ考を持ちまして、夫れには監督官庁からも、其の変更を致す自由を認めて戴く

このように学院長の中島も開設時にすでに学科課程を変更する意向であることを伝えており、さらに文部省にその変更の自由を容認してもらうことも示唆している。続けて、中島は高等学院の教育内容は「大学に進む」ための「基

「基礎教育」を与える予備教育であるので、そのために学科課程を変更する必要があると主張して、同学院の教育理念を次のように示した。³⁸⁾

一面には何処迄も高等普通教育を授けると云ふ精神を有しながら、一面に於て十分の大学の基礎教育を授けると云ふ考を持ちまして、動もすれば此高等普通教育を与へると云ふ事と大学の準備教育を与へると云ふことは趣意が幾らか違ひ、随つて其間に多少の衝突が起り易いと云ふ傾がありますに拘はらず、此学院に於きましては出来る丈け夫を調和して行きたいと云ふ考を有つて居ります

すなわち、同学院の教育理念は「大学の基礎教育」と「高等普通教育」の「調和」を図りたいと主張するのである。筆者はすでに別稿で、この学部教育と大学予科教育における高等普通教育の内容について考察しているので、ここでは、高等学院の開設時に学科課程変更の意向があつた点に着目したい。

さらに中島は、前号四月の『早稲田学報』で「高等学校と大学予科」と題する意見を記載している。³⁹⁾それによると、高等学院は、「高等学校よりは組織編制の上に比較的に自由を許して」おり、「学科や時間」は「多少変更してよい」と強調していた。そして、翌二一年には具体的に高等学院の学科課程編成に対する考えを次のように示している。⁴⁰⁾

希望を言へば、文科の第二学年第三学年に互り、今少し自然科学や実科に関する選択科を加へ、理科の二三学年にも文学や哲学や社会研究に関する選択科を加へたいものである。今後の人文的材料の説明には出来るだけ科学を取入れ、反対に科学の説明には人文的見地を加へ、かくて学徒をして広く自然と人生、殊に自然と人生との統一的性格に対して眼を開かしめ、以て現代に於て最も進歩せる世界観人生観を作る基礎を築かしめ、其上で更に分科的専門的研究に進ましめねばならぬ。

この中島の意見は高等学校規程に定められた学科課程を変更したい意向のあることを伝えると同時に、かかる見解として高等学院に適する学科課程編成を説いている。

先述したように、高等学院開設時の学科課程は、第二外国語の選択を除いて、文科・理科ともに科目名称・教科の配列順序・学年配当の毎週授業時数も高等学校高等科のそれと同一であった。かかる事実を踏まえると中島の発言は、高等学院創設時の学科課程に対する彼自身の考えを表している点において注目できよう。さらに前述の田中や平沼の諸意見も、早稲田大学ではすでに高等学院の創設時に学科課程変更の意向があったものと解してよいであろう。

ここで事実過程を整理しておく、早稲田大学が一九一九（大正八）年九月一〇日付で提出した大学設立に関する認可申請書中の高等学院の学科課程は、高等学校高等科の学科課程と同一のものであった。その学科課程は一九二〇（大正九）年四月の『早稲田大学学則』にも同一のものが明記されている。ところが、すでに一九二〇（大正九）年には田中穂積が高等学院の学科課程には「適切なる按排を加」えることを示唆した。では、同大学の大学設立認可申請時には、文部省は大学予科の学科課程を高等学校規程で定めた学科課程と同一のものしか承認しなかったのだろうか。

こうした点を踏まえて、次に同大学と同時に大学設立認可された慶応義塾大学に注目して、同大学予科の学科課程編成を検討する。

（二）慶応義塾大学予科の学科課程

慶応義塾は、一九一九（大正八）年八月八日付で大学令に基づく大学設立に関する認可申請書を文部省に提出し、早稲田大学と同時に翌年の二月五日付で大学設立が認可される。⁽⁴⁾

同大学は、同年三月六日付で学則制定の申請を行い、同年五月五日付で学則制定が認可される。「慶応義塾大学学則」によると、同大学は文学、経済学、法学及び医学部の四学部からなり、大学予科は、早稲田大学と同様の修業年限三

年制であった。さらに、学則では、大学予科の教育目的を、「予科ハ高等普通教育ヲ施スト同時ニ各学部ニ入ルニ必要ナル予備学科ヲ教授ス」(第二条)と定めていた。これは早稲田大学の高等学院が、「高等普通教育ヲ授クルヲ以テ目的トス」とだけ定めていたことと比較して、慶応義塾大学予科では、「各学部ニ入ルニ必要ナル予備学科ヲ教授ス」と定めており、学則上で大学予科は大学教育のための「予備学科」を施すと明記していることは注目できる点である。次に、同大学予科創設時の学科課程を検討する。慶応義塾大学の大学設立に関する認可申請書は現時点で確認できていない。このため、傍証によって、大学設立認可申請書提出時点の同大学予科の学科課程を確認したい。同校の動きを報じる『三田新聞』は、一九二〇(大正九)年一月二九日付で次のような記事を載せている。⁽⁴³⁾

大学予科の制度も新大学令適用と共に大改造を加へ従来法政理財文医の各科二年制を三年制に延長し中学四年終了者の入学を許可し科目に於ても基礎科学の養成に一層力を用ひ経済学部法学部にありては従来科目に哲学生物学及国語を加へ文学部に哲学医学部に心理学理論化学国漢文の諸科目を添加したり。かくて本科予科を通じて学科目は著しく拡大せられその内容は亦頗る充実せられたりと云ふべし

この記事では、大学令に基づいて専門学校令下の予科を改編し、さらに予科の学科目を変更することを報じている。すなわち、経済学部と法学部に進学する大学予科には「哲学」「生物学」「国語」の学科目を、文学部に進学する大学予科には「哲学」の学科目を、医学部に進学する大学予科には「心理学」「理論化学」「国漢文」の学科目をそれぞれ設けるというのである。この記事が掲載された日付は、同大学が大学設立の認可を得る前日であるので、同大学が文部省に提出した大学設立に関する認可申請書中で定められた大学予科の学科課程は同紙が報じている通りの内容であったと考えられる。では、認可を得た大学予科の学科課程編成はどうであったのだろうか。

『慶応義塾大学学則』中の大学予科の学科課程は次のようであった。⁽⁴⁴⁾なお、本論文では紙幅の関係から、経済学部

と法学部に進学する第一班のみを検討する。

表 第一班 経済学部、法学部（大正九年五月）

科目	毎週授業時間数		
	第一学年	第二学年	第三学年
修身	一	一	一
国語漢文	三	三	一
英語	九	九	九
独又ハ仏語	四	四	三
歴史	三	三	二
地理	二		
数学	二	二	一
生物学			
心理、論理	二	二	
哲学			
経済原論			二
法学通論			三
簿記			二
計	二六	二六	二六乃至二七

出典『慶応義塾150年史資料集』2016年、206頁より作成。

この第一班の学科課程を高等学校高等科文科の学科課程と比較すると、教科の配列順序・学年配当の毎週授業時数に違いがみられる。さらに、「経済原論」や「法学通論」といった高等学校高等科の学科目とは名称の違った学科目

が設けてあり、高等学校高等科には配置されていない「簿記」を設けている。また「体操」を設けていない。

慶應義塾大学予科は、文科系学部に進学する第一班と医学部に進学する第二班にわけられ、さらに第一班の学科課程は文学部進学希望者と経済学部・法学部進学希望者というように進学先の専攻によって分けられていた。なお、第一班の文学部進学と第二班の医学部進学の学科課程でも、高等学校高等科文科・理科の学科課程とは違いがみられる。

ところで、前述の『三田新聞』が報じた学科目は、たしかに各班の学科課程に設けてある。このことは、同大学が大学予科の学科課程を認可申請する際に、高等学校規程の学科課程にどこまで準拠したのかを示すと同時に、審査過程では学科課程の修正という点から不認可の事実はなかったと考えられる点で注目できよう。すなわち、慶應義塾では、独自の学科課程編成を認可申請し、それが承認されたことを意味している。

こうした事実関係から推測すると、大学予科の学科課程は、高等学校規程に準拠した高等普通教育を原則とすれば、若干の変更が認められており、一定の内容・水準であれば許容範囲として、個別大学予科は独自の学科課程を編成する余地が残されていたとみるべきであろう。さらに言えば、校舎や教室などの設備面は厳格に諸規定に準拠しつつも、学科課程では学科名の変更や授業時間数の配分などは個別大学予科が、附設する大学の意向に拠って、それぞれの編成を行うことができたのであった。

二見剛史が指摘するように、大学予科の学科課程は慶應義塾大学予科のように進学予定学部にあわせて課程を編成したものや早稲田大学の高等学院のように文科の課程と理科の課程に分けたものなど、いくつかの種別に分かれていた。さらには、後に検討する修業年限が三年制と二年制のものや夜間部のものなど、その編成形態も多種多様であった。

特に、大学予科の学科課程には附設する大学教育の基礎的内容だと考えられる学科目が設置されていた。たとえば、

先の慶応義塾大学予科のように、経済学系の課程を設けた明治大学予科⁽⁴⁵⁾、専修大学予科⁽⁴⁶⁾、立教大学予科⁽⁴⁷⁾などでも「簿記」を設けており、このうち立教大学予科の商科課程には「簿記」のほか「珠算」を設けている。このほか「修身」とは別に「基督教概説」を設けた関西学院大学予科⁽⁴⁸⁾や「哲学及教育学」を設けた上智大学予科⁽⁴⁹⁾、さらには「実習実験の部」として「農場実習」や「動物実験」などを設けていた東京農業大学予科⁽⁵⁰⁾、あるいは仏教系大学では、龍谷大学予科⁽⁵¹⁾や高野山大学予科⁽⁵²⁾には「仏教学」、大正大学予科⁽⁵³⁾には「仏教概説」、大谷大学予科⁽⁵⁴⁾には「仏典基礎学」など、個別大学の特色が見られる学科目を設けている。

このように大学予科の学科課程は、個別大学の独自性を反映していた。早稲田大学が大学設立認可後に高等学院の学科課程編成を変更する意向を示していたことは、大学予科の関係諸規定のなかで、学科課程については若干の変更の余地があると同大学では捉えていたからであろう。

にもかかわらず、早稲田大学は大学設立認可申請時に高等学院の学科課程を高等学校高等科とほぼ同一に定めたのはいかなる理由によるものなのか。大学設立認可申請の準備過程で高等学院の学科課程をめぐる論議について、現時点では決定的資料は見出しえない。今後も検討を続けたい。

四、第二高等学院の設立

(一) 大学予科の修業年限

次に、早稲田大学が二年制の高等学院を設置した論理と背景を検討する。考察に入る前提として、大学予科の修業年限について個別大学の大学予科設置の状況を概観する。

先述した臨時教育会議の答申第八項に沿って、大学令第十三条では大学予科の修業年限は三年または二年と定められた。三年課程の大学予科には中学校第四学年修了者またはこれと同等以上の学力ある者、二年課程の大学予科には中学校卒業者またはこれと同等以上の学力ある者を入学資格と定めた。なお、高等学校は尋常科四年、高等科三年の計七年間の修業年限期間であるので、大学予科では二年課程・三年課程のどちらの課程に入学しても、中学校入学から数えて七年間の修業年限を経たことになる。

もともと高等学校の修業年限が三年であるのに、一方で大学予科に二年課程を認めることは官立と私立の「平等待遇」のうえで適切ではないとの意見も出された⁵⁵⁾。しかし、臨時教育会議の審議では、大学予科は、独立した高等学校と違って、「当該大学ニ附属」して教育を行う機関であるので、修業年限が二年でも「学科課程ノ按排ヲ適當」にすれば、「学力」は「劣ルコトモナイ」と説明された⁵⁶⁾。なお、二年制を認めることは専門学校令下の予備教育課程の組織形態を崩したくない私学からの要望があったとも言われている⁵⁷⁾。

ところで、私立大学は戦前期を通じて二十八校が設立されたが、このうちの二十五校が設立された一九三三（昭和八）年の時点では、三年制と二年制の大学予科を併置する大学が、十校（早稲田・明治・法政・中央・日本・同志社・専修・立命館・関西・拓殖）、三年制だけ設置のものが九校（慶應義塾・東京慈恵会医科・龍谷・大谷・立教・立正・駒沢・日本医科・大正）、二年制だけ設置のものが六校（国学院・東京農業・高野山・東洋・上智・関西学院）となっている⁵⁸⁾。

これらの個別大学予科によっては、修業年限を二年から三年に延長した場合や新たに別課程を追加した場合がある。たとえば、設立時には二年制だった課程を三年制に延長した東京慈恵会医科、立教、日本医科、あるいは設立時に二年制を設置していたが、新たに三年制の別課程も設置した明治、法政、日本、専修、拓殖、立命館、一方で設立時には三年制を設置したが、新たに二年制の別課程も設置した早稲田、中央、同志社、関西など、個別大学によって

それぞれの特色が見られる。

個別大学がどのような論理や背景で、こうした措置を行ったのかについての全体的な考察は別稿で論じることにするが、たとえば、二年制から三年制へと年限を延長した東京慈恵会医科大学と立教大学の場合、両校の学則改正に関する認可申請書によると、特に「外国語」の学習が、「到底三年制修了者⁵⁹」及ばないことを理由とした東京慈恵会医科大学の事例や「予備智識ノ不足」が「直ニ学部ノ学習上ニ影響」していると強調した立教大学⁶⁰の事例のように、二年制の修業年限では大学教育のための基礎学力が不足することが年限延長の背景にあったことが確認できる。

(二) 第二高等学院の設立理由

早稲田大学が二年制の大学予科を設置した理由について、田中穂積の発言を検討する。同大学は、一九二〇（大正九）年九月十五日の維持員会で、二年制の高等学院設置を議決して、同年十月一日に文部省に設立認可を申請した。翌年の一月二七日に設立認可を得て、高等学院第二部と称した二年制の大学予科が設立することになった。⁶¹

この第二高等学院の設立時の概要については、『早稲田大学百年史』により把握できるが、本論文では、同学院設置の理由として田中が語った発言に注目する。

一九二一（大正二〇）年二月発行の『早稲田学報』で、理事であった田中は第二高等学院の新設の理由について次のように伝えている。⁶²すなわち、田中は早稲田大学の学部には「一千二百三百名乃至一千五百名の学生を収容」できるだけの「教育設備がある」にもかかわらず、「僅かに其三分の一」にすぎない現在の高等学院「五百名位の少数」者の収容だけでは「満足」することはできないと述べた。さらに、田中は二年制の高等学院を設置する理由を、「中学四年修了者若くは之と同等以上の学力あるものを収容」して、「三ヶ年の高等普通教育」を行うのと、「中学五年の

卒業者若くは之と同等以上の学力あるものを収容」して、「二ヶ年の高等普通教育」を行うのと、どちらが「大学の基礎教育」として相応しいのか「実験」するためであると説明した。

つまり、早稲田大学の場合、二年制の大学予科を設置することは、大学の収容可能な定員に対して、予科からの入学者数を増やしたかったことと、さらに三年制と二年制の大学予科を併置し、どちらの課程が大学の予備教育機関として相応しいのか「実験」するというのである。特に後者の二つの課程を併置する際の同大学の論理は、個別大学予科の別課程の設置理由として、きわめて注目すべき点であろう。このことは同年五月発行の『早稲田学報』で、学長平沼淑郎も校友大会の席上、第二高等学院設置の理由は、二年制と三年制のどちらが「教育上の効果」があるのか「実験」するためであると述べて、その実験の結果により「いづれか一つを廃する」か、または「依然二者を併置」するのか決定したいと語っている。⁽⁶³⁾

以上が、同大学における別課程の大学予科設置の理由であった。しかし一方で、高等学院長中島半次郎による一九二〇（大正九）年十二月三日付の「学院の現状に関する報告書」と題された報告書⁽⁶⁴⁾には、同大学が二年制の高等学院を設置する理由を、「教員敷地経常費等」で「三年制の新設」が許されない事情があると記されており、三年制課程を増設したくとも財政的な問題でそれができない事情があったことも窺える。

(三) 第二高等学院の学科課程

続いて、第二高等学院の学科課程を検討する。第二高等学院は高等学校高等科の諸規定に準拠し、第一高等学院と同様の学級定員で、施設の整備がなされた。同学院設立時の一九二二（大正一〇）年度の学科課程は次のようであった。⁽⁶⁵⁾ なお、第二高等学院は文科のみの課程であった。

表 第二部 文科

科目	毎週授業時間数	
	第一学年	第二学年
修身	一	一
国語及漢文	五	五
第一外国語	八	八
第二外国語	(四)	(四)
歴史	六	五
哲学概説		三
心理及論理	二	二
法制及経済	二	二
自然科学	三	
体操	二	二
計	二九 (三三)	二八 (三二)

〔早稲田大学学則 大正一〇年一月改正〕より作成。

このように第二高等学院の学科課程編成は、科目名称・教科の配列順序・学年配当の毎週授業時数が第一高等学院文科の第二学年と第三学年のそれと同一であった。ただし、注目すべき点は、第二高等学院では第一高等学院の第一学年に設けられた「地理」と「数学」が除かれている。すなわち、第二高等学院では中学校の学習を前提として、大学予科では「地理」と「数学」は履修する必要がなかったことが確認できる。なお、第一高等学院文科はこの年、毎週授業時数の学年配当で、「歴史」の第二学年が五時間から六時間に、第三学年が四時間から五時間に変更された。さらに「体操」の第二学年、第三学年が三時間から二時間にそれぞれ変更されている。

以上が、第二高等学院創設時の学科課程編成である。

ところで、第二高等学院設置の理由として、修業年限の違う課程を併置することにより、その「教育効果」を「実験」としてと大学当局は発言していた。その後、第二高等学院はどのような経緯をたどったのであろうか。以下、概観しておきたい。

同大学沿革史では、第一高等学院と第二高等学院とがそれぞれ独自の学風を樹立し「優劣をつけ難い教育効果を挙げ得た」と評している。⁽⁶⁶⁾

ただし、第二高等学院では設立から二〇年ほどが経過した後、修業年限をめぐる論議が行われる。それを証する発言として、一九三七（昭和十二）年十二月から一九四二（昭和十七）年五月まで設けられた政府の教育諮問会議である教育審議会において、同大学総長にあつた田中穂積が第二高等学院について語った議事録を分析して、当時の早稲田大学関係者の第二高等学院に対する考えの一端を窺うこととする。

教育審議会の審議経過や答申と建議内容については先行研究に詳しいので、ここでは審議の過程で田中が第二高等学院について述べた発言に限って検討することにしたい。⁽⁶⁷⁾

同審議会における高等学校改革をめぐる審議のなかで、一九三九（昭和十四）年の委員会において、田中は第二高等学院について、近い将来に三年制にすることを強く主張していた。

その理由として、田中は同大学で「試験的」に修業年限二年制の高等学院を設置したが、「人物陶冶」と「大学へ進ム基礎教育」のうえで、「二年デハドウシテモ時間数」の点から「不十分」であると語った。⁽⁶⁸⁾さらに、二年制課程は三年制課程と「歩調」を合わせるために、「馬鹿々々シイ負担ヲ学生ニサセテ居ル」と指摘して、早稲田大学が二年制を三年制に延長しないのは「建築統制建物」ができないだけであると強調した。⁽⁶⁹⁾また、このことは「私ノ考へ

方ダケデナシニ、第二学院ノ院長、教頭初メ全体ノ与論デアル⁽⁷⁰⁾と述べた。

この田中の発言からは、第二高等学院が設立から二十年ほど経過した際に、大学内にはこうした意見が存在していたことを伝えるものとして注目できよう。

その後の第二高等学院の動向を確認すると、早稲田大学は一九四一（昭和十六）年に第二高等学院を三年制にすることを正式に決定した。同年度の同大学『年報』によると、修業年限延長の理由として、次のように記されている。すなわち、それは三年制の第一高等学院と二年制の第二高等学院を設置して、「過去二十箇年二亘り両制度ノ長短ヲ比較」してきたが、「各學術ノ蘊奥ヲ攻究スヘキ大学教育ノ予科」として「基礎的教養ヲ与」えるために三年制を採用するといふのである。さらに、同年十一月十五日付で文部省に提出された学則変更の認可申請書によると、「大学ニ於ケル各専攻学科ノ研究上外国語ノ学習力並ニ国民的人格ノ基礎的教養ニツキテ三年制ノ必要ナルコトヲ認め」と記されている。

ただし、この時期の第二高等学院の修業年限延長は、一方で、戦時体制下の臨時措置による高等教育機関の修業年限短縮の政策を受けての施策であった点も指摘しておく。これに関する検討は別稿で論じる。

いずれにせよ、第二高等学院の二年制課程については、設立から二十年程経過した一九三九（昭和十四）年に、大学の「基礎教育」のためには二年制では「不十分」であると指摘されたことは、きわめて注目すべき点であると言えよう。

おわりに

本論文では、大学令に基づく早稲田大学の大学予科における創設時の教育理念と学科課程に着目し、一九一九（大正八）年九月一〇日付の同大学設立に関する認可申請書中に規定された高等学院学中の学科課程を中心に考察した。さらに、第二高等学院設置の背景や論理についても検討した。第二高等学院の設立過程については本文中に詳述したので、ここでは創設時の高等学院の学科課程についての考察結果をまとめるとともに、その後の学科課程はどのように変更されたのかを概観して、本論文を終えることにする。

大学設立に関する認可申請書中に記された高等学院学中の学科課程の内容をみると、文科課程と理科課程とに分かれ、それらの科目名称・教科の配列順序・学年配当の毎週授業時数は、若干外国語選択に配慮がされている点を除いて、高等学校規程の定める学科課程と同一のものであった。そして大学設立認可後の一九二〇（大正九）年四月の『早稲田大学学則』に明記されている高等学院の学科課程は、大学設立認可申請書中の学科課程と違いはみられない。つまり、早稲田大学の高等学院創設時の学科課程は高等学校高等科のそれと同じ内容であったことが確認できる。一方で、慶応義塾大学予科の場合、進学希望学部にあわせて複数の学科課程を用意していた。さらに、同校の学科課程は科目名称・教科の配列順序・学年配当の毎週授業時数も高等学校規程を原則としながらもかなり異なったものであった。

戦前の教育課程は国家の強い統制・管理の下にあり、文部省は各学校段階の教育水準維持のために詳細な基準を設けていた。特に大学令下の大学予科は高等学校高等科の諸規定に準拠し、大学入学者の質と水準維持のための基準を

詳細に規定していた。しかし、大学予科の学科課程では高等学校規程を原則とすれば、ある程度の許容範囲で自主編成ができる余地が個別大学予科に残されていたとみるべきであろう。慶応義塾大学予科の学科課程が独自の編成を行っていたこと、さらに学則には教育目的を「高等普通教育ヲ施ス」としながら、「各学部ニ入ルニ必要ナル予備学科ヲ教授ス」とも明記したことは、大学予科の学科課程編成には個別大学の独自性が反映しうる余地があったという点を強調しておきたい。

さらに両校を比較すれば、早稲田大学は高等学院が設立されて、学則上に学科課程を規定した後、学科課程編成を変更する意向を示していた。繰り返し述べるように、同大学が大学設立に関する認可申請書を提出する過程での高等学院の学科課程をめぐる論議を証する決定的資料は見出しえない。事実として、慶応義塾大学予科はすでに大学設立に関する認可申請書を提出する段階で同校独自の学科課程編成を明記しており、一方の早稲田大学の高等学院は学科課程を認可申請する段階では高等学校高等科とほぼ同一のものを明記した。

最後に、一九二四（大正十三）年度の『早稲田高等学院学則』⁽⁷³⁾中の学科課程を確認しておきたい。

これによると、文科の課程、理科の課程ともに科目名称・教科の配列順序に変更点はない。ただし教科の学年配当の毎週授業時数が、若干変更されている。すなわち文科は、「歴史」の第二学年が六時間から五時間に、第三学年が四時間から五時間になり、また、「体育」の第二学年、第三学年の三時間がそれぞれ二時間に変更されている。一方の理科では「数学」の第二学年が四時間から六時間に、「植物及動物」は第二学年の二時間がなくなり、第三学年の「講義」・「実験」の時間もなくなった。また、「図画」の第二学年が二時間から三時間に、第三学年の二時間が三時間に変更された。さらに文科と同様に「体操」も第二学年、第三学年の三時間がそれぞれ二時間に変更されている。

しかし、かかる教科の配当時間の変更からは、高等学院の学科課程をめぐる関係者の諸意見が反映されているとは

考えられない。

すなわち、高等学院の学科課程をめぐる諸意見は、一九二四年度の同学院の学科課程編成の上では反映されておらず、早稲田大学の高等学院は高等学校規定の定める学科課程に準拠していたと言える。

今後の課題を示すと、高等学院の具体的な教育内容面について、教科書など教科内容の分析をすることで、関係者の諸意見を実証する研究を進めていきたい。

註

- (1) 大学予科設置の理由を、当時、文部省専門学務局長の任にあつた松浦鎮次郎は、私立大学や公立大学が増設された場合に「ソレニ入ル種子」がないので、「自分持チノ予科」を設ける外はなかつたと回想している。「教育審議会諮問第一号特別委員会第二十八回整理委員会（中等教育）会議録（昭和十四年六月九日）」。「教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録」第八卷第七輯、第八輯（近代日本教育資料叢書 史料篇三 一九七〇年 宣文堂書店）九五頁。なお、同『会議録』はすべて宣文堂書店復刻の『近代日本教育資料叢書』史料篇三を用いた。
- (2) 『早稲田記事』『早稲田学報』七四号、一九〇二年九月、四六五頁。
- (3) 藤井信幸「大学令下早稲田大学の統計的分析」『早稲田大学史記要』第二十二卷、一三四頁を参照。なお、寺崎昌男の指摘にあるように、大学予科の人的比重の大きさは早稲田大学に限られたことではなく、他の旧制私立大学も同様である。『立教学院百年史』（立教学院、一九七四年）、寺崎昌男執筆部分、三三六頁。
- (4) 高橋佐門『旧制高等学校全史』（時潮社、一九八六年）、笈田知義『旧制高等学校教育の成立』（ミネルヴァ書房、一九七五年）、『旧制高等学校教育の展開』（ミネルヴァ書房、一九八二年）、寺崎昌男『旧制高校教育研究の視座』寺崎昌男編『近代日本における知の配分と国民統合』（第一法規出版、一九九三年）、拙稿『旧制高等学校生徒の精神形成史研究―旧制高等学校の学科課程を通して―』早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊二〇号（二〇一二年九月）等。
- (5) 前掲、『立教学院百年史』、寺崎昌男執筆部分、三三六頁。
- (6) 二見剛史「私立大学予科に関する一考察」『日本大学精神文化研究所 教育制度研究所紀要』第九集所収（一九七八年）、『日本近代教育百年史』第五卷（国立教育研究所、

- 一九七四年)、二見剛史執筆部分、村松玄太「私立大学予科制度とその実態に関する予備的考察」『大学史活動』大学史資料センターグループ報告 第三〇集 二〇〇八年、藤原政行「『大学令』と予科教育」『日本大学史紀要』第二号(一九九六年)、江津和也「大学令による私立大学予科の設立意義とその性格をめぐる一考察」慶応義塾大学、早稲田大学の事例を中心として」『関東教育学会紀要』第三〇号(二〇〇三年一〇月)。
- (7) 拙稿「早稲田大学における大学予備教育に関する一考察——大学教育との関係に着目して」早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊二三号——(二〇一五年九月)。
- (8) 中野実「近代日本大学制度の成立」(吉川弘文館、二〇〇三年)を参照。
- (9) 田中博士「校友諸君に望む」『早稲田学報』二九七号、一九一九年一月号、二頁。
- (10) 臨時教育会議に関しては、海後宗臣編「臨時教育会議の研究」(東京大学出版会、一九六〇年)、前掲「日本近代教育百年史」寺崎昌男執筆部分などを参照。
- (11) 『資料臨時教育会議』第一集 総覧、一〇八頁、早稲田大学図書館蔵。
- (12) 天野郁夫『高等教育の日本的構造』(玉川大学出版部、一九八六年)、八三頁。
- (13) 前掲「校友諸君に望む」『早稲田学報』、二頁。
- (14) 学長法学博士平沼淑郎「大正八年を迎ふ」『早稲田学報』二八七号、一九一九年一月、三頁。
- (15) 平沼学長「始業式演説」『早稲田学報』二九六号、一九一九年一〇月、二頁。
- (16) 中島半次郎「大学令及び高等学校令の発布」『早稲田叢誌』(早稲田大学、一九一九年)、二六九頁。
- (17) 「高等予科始業式」『早稲田学報』二六七号、一九一七年五月、四頁。
- (18) 慶応義塾幹事石田新太郎氏談「新大学令に就いて」『三田新聞』(一九一九年一月二日)、二頁。なお同紙はすべて「縮刷版 三田新聞」(不二出版、一九八七年)を用いた。
- (19) 「日本大学百年史」第二卷(日本大学百年史編纂委員会、二〇〇〇年)、二〇頁—二十一頁。
- (20) 「明治大学百年史」第三卷 通史編Ⅰ(明治大学、一九九二年)、七二八頁。
- (21) 「公文類聚」第四十四編二十四、国立公文書館蔵。
- (22) 「大学設立認可申請」(早稲田大学)「大正八年 学事私立学校」、東京都公文書館蔵(三〇三 D二 一三)。
- (23) 同右「早稲田大学附属早稲田高等学院学則」「大学設立認可申請」(早稲田大学)。
- (24) 湯川次義「近代日本の女性と大学教育」(不二出版、二〇〇三年)、一五九頁—一六〇頁。
- (25) 「早稲田大学第三七回報告」『早稲田学報』二九七号、一九二〇年二月、二頁。
- (26) 「早稲田高等学院学則」『早稲田大学学則 大正九年四

- 月』（早稲田大学）、早稲田大学大学史資料センター蔵。
- (27) 同右、六〇頁。
- (28) 『早稲田大学規則便覧 一九一七年十一月改正』（早稲田大学）、十六頁、早稲田大学大学史資料センター蔵。
- (29) 高等教育の制度改革論議についての考察および高等教育普通教育の考察については、たとえば天野郁夫『近代日本高等教育研究』（玉川大学出版部、一九八九年）を参照。
- (30) 佐藤秀夫「1918（大正7）年高等学校令の成立過程——文部省案から枢密院決議までのプロセスを中心として——」（『旧制高等学校史研究』季刊第一号、国立教育研究所、一九七七年）所収、三頁。
- (31) 前掲、「早稲田大学附属早稲田高等学院学則」「大学設立認可申請」（早稲田大学）。
- (32) 前掲、「早稲田高等学院学則」「早稲田大学学則 大正九年四月」（早稲田大学）。
- (33) 教授法学博士田中穂積「新大学の開始」（『早稲田学報』三〇〇号、一九二〇年二月、二一四頁）。
- (34) 「平沼学長報告及訓示」（『早稲田学報』三〇六号、一九二〇年八月、六頁—七頁）。
- (35) 『早稲田大学百年史』第三卷（早稲田大学、一九八七年）、六四頁。
- (36) 「高等学院開院式」（『早稲田学報』三〇三号、一九二〇年五月、八—十四頁）。
- (37) 同右、「中島院長報告」（『早稲田学報』三〇三号、一九二〇年五月、九頁）。
- (38) 同右、九頁。
- (39) 高等学院長中島半次郎「高等学校と大学予科」（『早稲田学報』三〇二号、一九二〇年四月、二—三頁）。
- (40) 中島半次郎「高等教育の理想」（『早稲田高等学院学友会』（早稲田高等学院、一九二一年）、二頁）。
- (41) 『慶応義塾百年史』中巻（後）（慶應義塾、一九六四年）、十四頁。
- (42) 『慶応義塾150年史資料集』二（慶応義塾150年史資料集編集委員会、二〇一六年）、一六一頁。
- (43) 「大学予科は三年制に」（『私学の権威慶応義塾』『三田新聞』（一九二〇年一月二十九日）、三頁）。
- (44) 前掲、「慶応義塾150年史資料集」、二〇六頁。
- (45) 「資料明治大学教育制度発達史稿」四（明治大学広報課歴史編纂資料室）、一三八頁。
- (46) 『専修大学百年史』下巻（専修大学、一九八一年）、一〇二—二頁。
- (47) 『立教学院百二十五年史』資料編第三卷（立教学院百二十五年史編纂委員会、一九九九年）、三九頁。
- (48) 『関西学院百年史』通史編Ⅰ（関西学院、一九九七年）、四八—二頁。
- (49) 『上智大学史資料集』第二集（上智大学、一九八二年）、一—三六頁。
- (50) 『東京農業大学七十周年史』（東京農業大学、一九六一

- 年)、一九三頁。
- (51) 『龍谷大学三百年史』史料編第五卷(龍谷大学、一九九六年)、三四頁。
- (52) 『高野山大学学則 昭和四年度』(高野山大学)、一六頁。
- (53) 『大正大学一覽 昭和一一年度』(大正大学)、四〇頁。
- (54) 『大谷大学要覽 昭和二年九月一日調』(大谷大学)、四頁。
- (55) 『文部当局者の辯解』『教育時論』(一一七九号) 一九一八年一月一五日、一三頁。
- (56) 『臨時教育會議(総会)速記録第十七号 大正七年六月二二日』『資料 臨時教育會議』第四集、一〇三一—一〇四頁、早稲田大学図書館蔵。
- (57) 中島太郎『近代日本教育制度史』(岩崎書店、一九六六年)、六四九頁。
- (58) 『高等諸学校一覽 昭和一二年九月三十日現在』文部省専門学務局。
- (59) 『予科修業年変更理由』『東京慈恵会医科大学』(3A-92-118) 国立公文書館蔵。なお、同申請書は一九二八(昭和三年)一月七日付である。
- (60) 『学則改正認可申請書』『立教大学』(3A-104-1262) 国立公文書館蔵。なお、同申請書は一九二七(昭和二年)一月二八日付である。
- (61) 『早稲田大学第三八回報告 高等学院第二部設置』『早稲田学報』三三二号、一九二二年一月、二頁。
- (62) 『理事田中穂積「高等学院第二部の新設」』『早稲田学報』三二二号、一九二二年二月、二三頁。
- (63) 『平沼会長の挨拶』『早稲田学報』三一五号、一九二二年五月、一八頁。
- (64) 『学院の現状に関する報告書』『大正九年四月起 高等学院書類』早稲田大学史資料センター蔵。
- (65) 『早稲田大学学則 大正十年一月改正』(早稲田大学)、早稲田大学史資料センター蔵。
- (66) 前掲、『早稲田大学百年史』、七四頁。
- (67) 米田俊彦『教育審議会の研究 中等教育改革』第三八集(野間教育研究所紀要、一九九四年)、米田俊彦『教育審議会の研究 高等教育改革』第四三集(野間教育研究所紀要、二〇〇〇年)。
- (68) 『教育審議会諮問第一号特別委員会第二十六回整理委員会會議録(昭和十四年六月二日)』前掲、『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会會議録』第八卷、二二頁。
- (69) 『教育審議会諮問第一号第四十一回特別委員会會議録(昭和十四年十月十三日)』『教育審議会諮問第一号特別委員会會議録』第三卷 第九輯 第十輯、二九四頁—二九五頁。
- (70) 『教育審議会諮問第一号特別委員会第二十八回整理委員会(中等教育)會議録(昭和十四年六月九日)』前掲、『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会會議録』第八卷、一一五頁。
- (71) 『昭和十六年度早稲田大学年報』『自昭和十五年度 年報

教務課 早稲田大学大学史資料センター蔵。

(72) 「学則並学生生徒定員変更認可ノ件」『早稲田大学』(3A
9-2-102) 国立公文書館蔵。

(73) 『大正十三年九月改正 早稲田大学学則』(早稲田大学)、
早稲田大学大学史資料センター蔵。